

広陵町土地開発公社建設工事請負業者資格審査要領

令和3年2月17日制定

(総則)

第1条 広陵町土地開発公社において執行する建設工事の指名競争入札又は随意契約に参加する請負業者（以下「指名業者」という。）の資格の審査については、この要領の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 指名業者の資格審査は、広陵町資格審査会の審査結果を適用する。

(広陵町建設工事請負業者資格審査要領の準用)

第3条 この要領に定めるもののほか、指名業者の資格の審査については広陵町建設工事請負業者資格審査要領（平成11年4月1日制定）第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「広陵町」とあるのは「広陵町土地開発公社」と読み替える。

附 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。